

(仮称)上郷開発計画

事業計画等修正届に関する検討事項等一覧 ※審議中のものは除く

横浜市環境影響評価条例第39条第2項の規定に基づき、(仮称)上郷開発事業の事業計画の修正が環境に及ぼす影響について、横浜市長は審査会に諮問し、調査審議を行っていただきました。

審議の対象は、①事業計画の修正に伴う環境に及ぼす影響の変化として、修正により環境影響が増加するおそれのあるもの、②既アセスでの意見(審査書)に対する対応状況ですが、これに加え、最新の知見や、評価書以降に判明した新たな環境情報についても、事業の実施にあたり配慮を求める事項として審議を行っていただきました。

■事業計画の修正に伴う環境に及ぼす影響の変化

前計画から開発範囲及び造成規模(盛土高、盛土量等)を縮小したが、都市計画道路東側の樹林地を保全したことから、西側盛土用の土砂を事業区域外から搬入する計画に変更したこと等による、影響要因(以下の項目)に起因する環境影響の変化

- ・ 外部の盛土材を使用することによる影響
- ・ 建設機械の配置計画の変更
- ・ 搬入車両の増加
- ・ 水路及び調整池の位置の変更
- ・ 景観の変化

検討事項	対応
・ 再予測を行った環境影響評価項目の評価	・ 工事中の大気質や騒音、振動に係る環境保全目標は満足しているものの、評価書と比べて影響が増加傾向にあるため、工事用車両の低公害化や速度制限の厳守、低騒音・低振動型の建設機械の採用など、一層の配慮を心がけること。
・ 他地区の土を搬入することによる環境への影響	・ 土砂の搬出入については、各種関係法令を遵守するとともに、土砂の汚染の有無を、土壌汚染対策法やダイオキシン類対策特別措置法等で規定されている方法等によって確認し、公害の発生を未然に防ぐこと。また、土砂の発生現場にて草木の根や落葉等が混入している表土を除去すること。
・ 水路の移設、調整池の位置の変更による動植物への影響	・ 積極的な市民参画を行い、専門家の助言を取り入れながら、水生生物や植物の移植、移設を行うなどの環境保全措置を行うこと。
・ 事業計画の修正が環境に及ぼす影響(審議中のものを除く)	・ 修正届添付資料の内容は概ね妥当であり、環境保全措置を継続して遵守することにより、事業計画の修正が環境に著しい影響を及ぼすとは認められない。

■既アセスでの意見(審査書)に対する対応状況

・ 従前の審査で求めた市長意見への対応状況(修正届添付資料1ページから12ページ)	・ 修正届添付資料1ページから12ページに記載されている、「新事業計画における対応状況」の内容については、引続き遵守すること。
---	---

■環境に配慮すべき事項

最新の知見や、評価書以降に判明した新たな環境情報について、事業の実施にあたり配慮を求める事項。

検討事項	対応
・市民との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・生物生息環境について、市民との連携は、可能な限り早い時期から、十分な期間を確保し進めること。また、インターネットやその他の適切な方法により、具体的な工事方法や時期等について情報提供を行うだけでなく、双方向で情報の共有を図ること。 ・特別緑地保全地区や都市施設の公園の整備内容や維持管理計画・体制については、市民や専門家の意見を踏まえて構想を提案するとのことだが、関係機関とも十分に調整すること。
・工事中の近傍の教育施設等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事による大気質や騒音、振動、粉じん等への配慮を行うこと。 ・地域住民の相談や要望等に対応する仕組みや体制を構築し、十分な説明を行うこと。
・1号調整池の自然再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水調整池として安全な機能を確保しつつ、自然再生の視点で空間を活かすことを検討すること。検討にあたっては、市民や専門家等の意見を取り入れながら進め、関係機関とも十分に調整すること。
・開発による人口増加が既存防災インフラ（地域防災拠点等）に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と調整し、緊密に連携を図ること。
・盛土造成による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書に記載された、大径木や希少種、ホタル等の移植並びに製鉄遺構に関する対策などの保全措置を、新事業計画においても確実に実施すること。 ・施工に当たっては、事前に地盤の調査（ボーリング調査と土試料の圧密、せん断試験）を行い、含水比が高い軟弱な地盤の場合には盛土前に圧密沈下対策を行うこと。また、各種法令等を遵守し、法面勾配や排水工に留意した設計を行うとともに、締固め施工管理を守り施工すること。
・新たに発見された動物等への対応（カヤネズミ等）	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き既存資料やNPO等から情報を収集し、現在の状況把握に努めること。また今後、市民参画のもと、生物生息環境の維持管理計画の策定や維持管理体制の構築などを進めるとしているが、評価書以降、新たに発見されたカヤネズミ等についても、検討に含めること。
・根株移植や埋土種子群の活用などの方法による住棟間の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・根株移植や埋土種子群の活用などの方法により、公園緑地だけでなく、住棟間の緑化にも地域の種を再生する対策を行うこと。また、植生の再生状況については供用時の事後調査として選定し、結果を報告すること。
・オオタカのモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書と同様、工事期間中までモニタリング調査を行うこと。飛翔頻度や採餌、巣材運搬、工事中の繁殖放棄など、重要な行動に変化があった場合は、専門家の意見を聴き、必要に応じて工事時期の検討等、適切な措置を実施すること。また、供用後に帰巢するかの検証を行うこと。

この資料は、審査資料として作成したものです。審議の過程で変更されうるので、取り扱いにあたっては十分留意願います。

・地球環境への負荷の低減	・再生可能エネルギーを導入し、導入率は10%以上とすること。 ・すべての建築物において可能な限りCASBEEで高ランクとなるような計画とすること。 ・再生可能エネルギーの災害時利用や、医療施設や地域防災拠点等へのエネルギー確保についても検討すること。
・供用時の地域住民への対応について	・供用時においても、地域住民の相談や要望等に対応する仕組みや体制の構築を行うこと。

・神奈中車庫前交差点の交通処理	審議中
-----------------	-----

※なお、本審査会の審議の過程で事業者が提出した補足資料や対応の見解は、

「(仮称)上郷開発事業環境影響評価について計画の修正に伴う評価書との比較(修正届添付資料)」の最終版として提出を求め、これを公表します。